

経緯（法令改正等）

【国の動向】

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題がある。
（一つの世帯に複数の課題が存在。8050世帯や、介護と育児のダブルケア、世帯全体が孤立等）

▼属性別の支援では**複合課題等への対応が難しい**

▼各市町村で属性を問わない包括的窓口の創設の動きがあるが、交付金は分野ごと（各制度毎の経費に按分等、事務が煩雑）

◆**社会福祉法を改正**し、重層的支援体制整備事業を創設

- ・市町村が実情に応じて支援体制を構築
- ・介護、子ども、障害、生活困窮の分野の相談支援、地域づくりにかかる**既存の補助金を一体化**。重層的支援体制の強化に資する新たな機能部分も一括交付
- ・新しい窓口をつくるのではなく、**既存の枠組みを活かして**つくる。

事業概要（法令より）

既存の相談支援などの取組を活かしつつ、地域の様々な支援ニーズに対応する包括的相談支援体制を構築。以下を一体的に実施

	機能	既存制度の対象事業等
①	相談支援	介護・障害・子ども・生活困窮の相談支援
②	地域づくりに向けた支援	介護・障害・子ども・生活困窮の整備等事業
③	参加支援 →社会とのつながりの回復に向け、就労支援や見守り等の支援を提供	新規
④	アウトリーチ 等を通じた継続的支援 →訪問等で継続的につながり	新規
⑤	多機関協働 →支援関係者全体を調整	新規
⑥	支援プランの作成 →多機関協働する中でプラン作成	新規

戸田市版 重層的支援体制整備事業（R7準備事業・R8本格実施）

- ・複合化した課題についても、相談者の属性に応じた相談窓口が中心となり、関係機関で連携して支援を実施
- ・属性別支援では難しいケースは、アウトリーチ、参加支援、多機関協働、支援プランの作成について業務委託を行い、重層的支援体制の構築を図り、重層的支援会議（福祉保健センター地域福祉政策担当と協働）を活用しながら、関係機関が連携して支援を実施

従来の一般的なケース

福祉の困りごと

- ・高齢者福祉・介護
- ・子ども・子育て
- ・障害者福祉
- ・引きこもり
- ・生活困窮・住まい
- ・孤独孤立 等

相談支援機関

- ・地域包括支援センター
- ・基幹相談支援センター
- ・利用者支援事業
- ・生活困窮者自立相談支援センター等



既存の属性別の会議体（ケース検討）

※高齢者・子ども・障害者、生活困窮等、従来の属性別の支援窓口が中心となり、法定の会議体（下記）を活用しながら、多機関が連携して支援を実施

- ・地域ケア会議（高齢者）
- ・生活困窮者支援調整会議
- ・要保護児童対策協議会 等



- ・個別支援
- ・地域づくり支援を実施

複雑化・複合化したケース（重層）

※属性別支援では対応が難しいケース

【一部委託予定】

ケースワーカー（事業者）

※複雑・複合化したケースを重層的支援の枠組みで対応

アウトリーチを通じた支援

地域への参加支援

多機関協働

複雑化・複合化したケースに関し、関係者や関係機関の役割を整理、支援の方向性を議論 ※一部委託（地域福祉政策担当と協働）

<地域の居場所等と連携>
おしゃべりサロン、とまり木サロン、こどもの居場所、高齢者サロン・集いの場等につなぐ
※生活支援コーディネーターと連携

重層的支援会議

※事業者と庁内各課とが調整を行いながら必要に応じ開催。長期的な視点から支援プランを作成（一部委託）

【福祉保健センター地域福祉政策担当】と協働

R7.8委託開始予定